

令和4年3月

■お知らせの履歴

変更時期	内容
令和4年3月	変更届提出について、 メールでの提出も可能となりました （一部の変更事項除く）
令和4年1月	「誓約書（総合支援法第36条第3号各号の規定に該当しない旨の誓約書）」や「給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」に代表者印の押印又は代表者の署名を求めておりましたが、記名へ取り扱いを変更しました
令和3年11月	受付返信の手段が、返信用封筒での返送かメールでの返送かのどちらか 選択ができるようになりました
令和3年10月	変更届提出書類一覧を更新しました
令和3年10月	事業所移転等事前協議が必要な届出は、「 インターネットでの事前審査 」へ変わりました
令和3年10月	共同生活援助の住居追加・定員増の事前協議は、「 インターネットでの事前審査 」へ変わりました
令和3年7月	令和3年度報酬改定に伴い運営規程の 表記方法 が柔軟になりました
令和3年4月	変更届出書に 押印は不要 になりました。
令和2年10月	サービス提供責任者の変更時の注意点を掲載します。 サービス提供責任者変更時の注意点 [Excel]
令和2年9月	原則、郵送による提出へ変わりました。（令和2年9月）
令和元年5月	変更届で常に提出していただいていた「指定書写し」の提出は不要となりました
平成31年4月	サービス管理責任者研修 について見直しがありました。 受講要件を確認してください。受講要件については06-6944-6671（地域生活推進G）が連絡窓口です。
平成30年10月	加算のみに係る変更の場合、変更届出書（様式第4号）の提出不要とします。
平成30年10月	「役員等名簿」の提出は不要となりました。このことから「役員の氏名等に係る変更」は、提出不要となります。